

令和3年4月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年4月9日(金) 午前 9時30分から 10時30分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔
2番 小林 由朋
4番 荻田 丈仁
5番 時田 修治
6番 佐野 孝則
8番 笹古 時男
9番 池野 保
10番 新舟 進
11番 長尾 忠
13番 佐藤 正職
15番 鈴木 恵一
16番 安藤 公男
18番 涌田 充尚
19番 伊藤 博

4.欠席委員

3番 町田 玉江
14番 藤田 博史

5.議事

- (1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について
- (2)農業委員会規則の一部改正について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛
統括主幹 栗田 宗明
主幹 野村 昌寛
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め6番佐野 孝則君、8番笹古 時男江君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第11号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第20号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第11号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。
鷹岡地区9番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区9番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は天間小学校から南に150mほどのところにあります。譲受人は兼業農家で、農業を代々行っており、現在は1町8反ほどの耕作をしている方です。現地を確認したところ、古い農業倉庫がありましたが、これは取得後取り壊す予定とのことでした。また、駐車スペースがありましたが、前の道路が狭いため、やむを得ないかと思われれます。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
鷹岡地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、原田地区10番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ原田地区10番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)	申請地は東京電力滝川変電所のすぐ北西のところにあります。譲受人の土地の一部が市道の拡幅のための用地になったことから、その代替として隣接する市有地と交換を行いたいとのことです。公共工事にかかる交換であり、面積も小さいため何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>原田地区10番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原田地区10番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。</p>
会長	次に、議案6ページの議第12号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 富士川地区1番について、事務局から説明願ひます。
事務局	(事務局議案6ページ富士川地区1番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地はJR富士川駅から北西に500mくらいのところで、東名高速道路のすぐ東側、周辺の住宅地より少し高い所にあります。申請者は宗教法人となります。申請地は平成13年頃墓地の増設をした際に、工事業者が予定外に工事を行ってしまっていたとのことです。今回納骨の手続きをした際にそれが判明し、是正を行いたいとのことです。現地を確認したところ、すでに墓地23区画となっており、うち14区画が使用されていました。農地への復元は困難であり、周辺は申請者の管理する墓地であることからやむを得ないと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願ひます。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>富士川地区1番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士川地区1番についてご異議ございませんか。</p>

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次到大洲地区2番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ大洲地区2番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士富士宮由比線を中野の交差点から西に800mほど行った信号機の交差点を、南に50mを進んだところの西側にあります。申請者は植木屋さんを手広くやっている方です。事業拡大に伴い、資材や運送車両の置場が不足してきたことから今回の申請に至ったとのこと。現地を確認したところ、少し草が出ている程度でした。周辺は住宅地であり、農地としての利用は難しくなっているかと思えます。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大洲地区2番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大洲地区2番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
以上で農地法第4条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案7ページの議第13号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。
大洲地区8番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案7ページ大洲地区8番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は先ほど話のあった信号機のある交差点を北に250mくらい進み、富士山フロント工業団地の方に向かって150mくらい進んだところの北側にあります。譲受人は愛媛県の投資家で、太陽光発電事業敷地にするとの申請です。現地を確認したところ、傾斜があるため、雨水の処理はどうするのか確認したところ、敷地内の雨水は真ん中部分に集まるため、そこに調整池を設置して対応、敷地北側の農地からの雨水は、境界部分に側溝を設置して処理するとのこと。今回隣接地とはすべて測量して境界を確定し、壁やフェンスを設置するそうです。パネルの設置や雑草の管理などは、以前農地転用の許可を受けたことのある太陽光発電業者が行うとのこと。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	大淵地区8番についてご質問ございませんか。
委員(意見者)	やはりその後の管理をしっかりとしてもらわなければ困ると思います。
会長	事務局の方で、許可書交付の際に転用した後の管理もしっかりしていただくように伝えていただくようお願いいたします。
委員(意見者)	こういったものができるというときには、排水や災害の際の対応等が問題になると思います。近隣住民への説明等がなされていると思いますが、その反応や意見はどういったものがあるのでしょうか。
事務局	この案件は開発行為にあたりますので、近隣住民への説明及び隣地所有者の承諾が行われております。その中で、一部排水に対する苦情等もあったそうですが、地元の工務店も入ってしっかりした事業として行っていくとのこと。申請地では以前から排水や害虫等で苦情が発生しており、以前より状況が改善するとして概ね受け入れられている状況であると聞いております。
委員(意見者)	苦情が発生した場合には、その事業者によれば対応してもらえるのでしょうか。
事務局	苦情等が発生した場合には、地目は雑種地となりますが、施工者や維持管理者として申請されていますので、適切に処理するよう求めることとなります。
会長	こういったものは周りの方の意見を聞いて対応していただくというのが基本になると思います。地元の委員さんは、お手数ですが現地の状況などを見ていただき、ご報告などをお願いいたします。
会長	他にご質問等ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区8番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大淵地区9番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区9番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は主要地方道富士白糸滝公園線を北に進み、富士本西町公会堂から北西に300mほどのところにあります。譲渡人は愛知県在住の方で、昭和46年に父親が農地法第5条の許可を得て宅地にする計画で取得しましたが、住宅を建てないまま現在に至っています。譲受人は大渕で自動車整備工場を営んでおり、車の保管場所が手狭であるため駐車場敷地として使用したいとのことです。現地を確認したところ、作物は作っていませんが、管理はされていました。過去に農地転用の許可がされており、都市計画上也住宅を建てるのが可能な場所ですので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひます。

事務局 本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大渕地区9番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大渕地区9番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に大渕地区10番について、事務局から説明願ひます。

事務局 (事務局議案8ページ大渕地区10番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明を願ひします。

委員(報告者) 申請地は富士グリーン工業団地の入口あたりから北西に500mほどのところにあります。譲渡人と譲受人は夫婦で、お子さんが一緒に暮らすようになるにあたり、現在の母屋が古いため、申請地に新しい農家住宅を建築して以前の母屋を農業用倉庫として使用したいとのことです。現地を確認したところ、周辺農地への影響も無いようですので問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願ひます。

事務局 本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 大渕地区10番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大渕地区10番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に大淵地区11番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ大淵地区11番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者)

申請地は主要地方道富士白糸滝公園線、通称大淵街道と、新東名高速道路の交差するところから南に100mくらいにある丁字路を少し西に行ったところにあります。譲渡人は申請地のすぐ西側にお住まいの方で、譲受人はその方のお子さんです。申請地北側の以前住宅のあった空き地に譲受人の住宅を建てることを検討したところ、接続道路が無いことが判明ため、進入路にしたいとの申請です。地図ですと通路があるように見えますが、これは東側の住宅に入るための私有地のため使えません。現地を確認したところ、やむを得ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長

大淵地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。
大淵地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長

次に北部地区12番について、事務局から説明願います。

事務局

(事務局議案8ページ北部地区12番 朗読)

会長

それでは、担当委員より説明をお願いします。

事務局

担当の藤田委員が欠席のため、事務局が代理で報告させていただきます。
申請地は青葉台小学校から東に200mくらいのところにあります。譲渡人は申請地のすぐ南側にお住まいの方で、譲受人の一人は譲受人のお子さんで、もう一人はその配偶者です。分家住宅敷地にしたいとの申請です。現地を確認したところ、周辺が住宅となっているところに取り残された農地であり、何ら問題ないかと思ひます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。

会長

次に、事務局から補足説明願います。

事務局

本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。

会長	<p>北部地区12番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 北部地区12番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に吉永地区13番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案8ページ吉永地区13番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は主要地方道富士富士宮由比線と新東名高速道路が交差するあたりから南に200mくらいのところにあります。譲受人は申請地の南側で住宅の外構工事の会社を営んでいる方のご家族です。現地を確認したところ、道路用地として買収されたあとののり面のような形で残っていて、少し荒れていました。道路に隣接しており、周辺に農地も無いことから何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	<p>吉永地区13番についてご質問ございませんか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区13番についてご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。</p>
会長	次に吉永地区14番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案9ページ吉永地区14番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	<p>申請地は富士見台リズム保育園の前の道を北に300mほど進んだところの西側にあります。譲渡人と譲受人は親子で、現在はお二人とも申請地のすぐ北側にお住まいですが、手狭なことから隣接地に譲受人の自宅を建設したいとの申請です。譲受人は農業後継者であるため分家住宅ではなく、農家住宅としての申請となります。現地を確認したところ、道路はそれなりに広く、周辺農地への影響も無いようなので、問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>

会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区14番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区14番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。
会長	次に、議案10ページの議第14号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。 大淵地区8番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ大淵地区8番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は大淵第二小学校から東に800mほどのところに3ヶ所あります。この周辺は傾斜地で、特に南のところは谷底でした。東側は細い道の先の行き止まりで、山林となっていました。もう一ヶ所も農地への復元は困難と思われるため、山林への変更もやむを得ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	大淵地区8番についてご質問ございませんか。 (質問なし) 質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区8番についてご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。
会長	次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局	<p>はじめに議案11ページをご覧ください。</p> <p>報第18号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数1件。</p> <p>次に議案12ページをご覧ください。</p> <p>報第19号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書についてですが、これは20年を経過するにあたり、特例農地の利用状況について、現地を確認し、農地であったことをご報告いたします。件数1件。</p> <p>次に議案13ページをご覧ください。</p> <p>報第20号 取消願いの報告についてですが、資金不足による転用者変更のためであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。</p> <p>今月の報告案件については以上です。</p>
会長	次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。
事務局	(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)
会長	<p>以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を終わりとします。</p> <p>続きまして議事(2)「富士市農業委員会規則の一部改正について」審議をお願いします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>お手元の「富士市農業委員会規則の改正概要」と書かれたA4の紙をご覧ください。改正の理由としては、本規則は富士市農業委員会におけ事務の執行等について規定したものです。引用している富士市専決代決規定が令和3年4月1日施行にて改正されるため、必要な改正を行います。改正の内容としては、第10条第1項第3号中、職員の管内旅行命令及び3日以下の管外旅行命令を職員の旅行命令に改めるといものです。こちらにつきましては、富士市専決代決規定という、部長や課長が専決や代決できるものについて定めた規則がありますが、これが拡張されたことに伴い、事務局長の専決事項についても見直しを行うものです。内容としては職員の出張に関するもので、今まで3日以上の出張の場合、会長の決裁が必要であったものを、今後は出張についてはすべて事務局長の専決事項とするものです。委員の皆様と直接関係あるものではありませんが、農業委員会規則として定められているものですので、改正のためには農業委員会での審議が必要となりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
会長	事務局からの説明が終わりました。 このことにつきまして、ご質問等ございますか。
委員(意見者)	旅行という表記の仕方だと誤解を招くことになりはしないかと思うのですが、出張なら出張命令という表記にすることはできないのでしょうか。
事務局	おっしゃる通りなのですが、引用元となる富士市専決代決規定の中で旅行と表記されているため、変更は難しい状況です。
会長	<p>他にご質問等ございますか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>質疑ございませんので、裁決に移ります。 原案にご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>

会長

以上で、議事(2)「富士市農業委員会規則の一部改正について」を終わりとしま
す。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年4月9日

農業委員会会長

同委員

同委員
